

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護・福祉の人材育成及び確保事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	人材の育成及び確保並びに介護・福祉の向上に寄与することを目的として、その資格取得及び就業支援のための費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助事業者	<p>①社会福祉従事者等資格取得支援 市内に住所を有する者の精神保健福祉士、手話通訳者取得費用の一部助成</p> <p>②資質向上支援 市内の障害福祉サービス事業所の研修又は資格取得に係る経費の一部助成</p> <p>③就業支援(施設見学旅費、面接旅費、就業支援金) 市内の障害福祉サービス事業所に就業する意思を持つ者の施設見学旅費、面接旅費、就業支度費用の一部助成</p> <p>④定着支援(住宅支援) 市内の障害福祉サービス事業所への従事後の家賃の一部助成</p>
補助対象経費	<p>①社会福祉従事者等資格取得支援：受験等にかかる経費</p> <p>②資質向上支援：研修会や資格取得にかかる経費</p> <p>③就業支援：施設見学や面接にかかる経費等 ④定着支援：民間賃貸住宅家賃</p>
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>①30歳以下は80%以内、上限8万円。それ以外は50%以内、上限5万円。</p> <p>②1事業所あたり上限10万円。</p> <p>③施設見学旅費：上限2万円、面接旅費：上限1万円、 就業支度金：有資格者2万円、無資格者10万円。</p> <p>④住宅支援：家賃月額半額の半額、月2万円を上限として12箇月分まで。</p>
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	なし(地域振興基金繰入金対象)
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 人材の育成及び確保が喫緊の課題であるため
数値目標等	B 数値化不可
	<p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業者等の求人状況によるところが大きく、数値化が難しい。</p>
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段） 関係法人にメールで案内。 移住交流推進パンフレット等に掲載。</p>
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113